

# EU農林水産業・食品の概況と最近の動向

令和6年11月

欧州連合日本政府代表部 一等書記官 湯田  
[tomoya.yuda@mofa.go.jp](mailto:tomoya.yuda@mofa.go.jp)

# 目次

## 1. 総論

- 1-1. EU（欧州連合）とは
- 1-2. EUの体制
- 1-3. 欧州議会
- 1-4. EUの基本情報①－人口・面積－
- 1-5. EUの基本情報②－GDP・貿易－

## 2. EU農林水産業の概況

- 2-1. EU農林水産業の概況①－農業経営の状況－
- 2-2. EU農林水産業の概況②  
－農場規模・農地面積/農場の種類－
- 2-3. EU農産物・食品貿易①－概況－
- 2-4. EU農産物・食品貿易②－輸出の状況－
- 2-5. EU農産物・食品貿易③－輸入の状況－
- 2-6. 日EU農産物・食品貿易の概況

## 3. EU農林水産業・食品の政治・行政構造と新たな欧州委員の任命

- 3-1. EU農林水産業に関する政治・行政構造
- 3-2. 欧州委員のポートフォリオ①（農業・食品）
- 3-3. 欧州委員のポートフォリオ②（漁業・海洋）
- 3-4. 欧州委員のポートフォリオ③（保健衛生・AW）

## 4. EU共通農業政策の概要

- 4-1. EU共通農業政策の概要（目的・変遷）
- 4-2. EU共通農業政策の概要（予算の推移）
- 4-3. EU共通農業政策の目標
- 4-4. EU共通農業政策の柱
- 4-5. EU共通農業政策のポイント

## 5. EU農業政策をめぐる最近の動向

- 5-1. 共通農業政策（CAP）の見直し
- 5-2. 「EU農業の将来に関する戦略対話」①
- 5-3. 「EU農業の将来に関する戦略対話」②
- 5-4. 「戦略対話」報告書の具体的提言①
- 5-5. 「戦略対話」報告書の具体的提言②

# 1. 総論

# 1-1. EU (欧州連合) とは



## EUの重要性

- ① 米国と並び**国際社会の一極**を構成し、国際社会の平和と繁栄に**主導的役割**。(EUはG7・G20のメンバー)
- ② 民主主義、法の支配、人権、市場経済、自由貿易といった**基本的価値及び原則を体現**。
- ③ 世界のGDPの約17%、総人口約4.5億人を擁する、日本の**主要貿易・投資相手**。  
(我が国の貿易総額の約10% (中, 米に次ぐ第3位) (2022年), 対外直接投資額 (ストック) の約16% (米に次ぐ第2位) (2022年))

- **加盟国** : 27か国  
(英国は2020年1月31日にEUから離脱)
- **総人口** : 4億4,796万人 (2022年)  
(日本の約3.6倍, 米国の約1.3倍, 中国の約0.3倍)
- **総GDP** : 16.6兆ドル (世界の名目GDPの約17%)  
(日本の約3.9倍 (4.2兆ドル), 米国の約0.7倍 (25.5兆ドル), 中国の約0.9倍 (18.1兆ドル))  
※名目GDPは2022年データ

## 略史

- 1952年 欧州石炭鉄鋼共同体 (E C S C) 設立 (※独, 仏, 伊, ベルギー, 蘭, ルクセンブルクでスタート)
- 1958年 欧州経済共同体 (E E C), 欧州原子力共同体 (E U R A T O M) 設立 = ローマ条約発効
- 1967年 E C S C, E E C, E U R A T O Mの理事会及び執行機関を統合し, 欧州共同体 (E C) と総称
- 1993年 欧州連合 (E U) 設立 (経済通貨同盟や外交・安保, 司法・内務協力も行うマーストリヒト条約発効)
- 1999年 単一通貨ユーロ導入
- 2009年 リスボン条約発効 (常任の欧州理事会議長ポスト, 外務・安全保障政策上級代表を新設。意思決定の効率化や民主的統制 (欧州議会の権限等) の強化。)

## 日EU関係

- 1974年 駐日欧州委員会代表部 (現・駐日欧州連合代表部) 開設
- 1975年 欧州共同体日本政府代表部 (現・欧州連合日本政府代表部) 開設
- 1991年 日EC共同宣言発出、定期首脳協議の年次開催を決定
- 2013年 日EU経済連携協定 (E P A), 戦略的パートナーシップ協定 (S P A) 交渉開始
- 2017年 7月 E P A, S P Aの大枠合意を首脳レベルで確認。
- 2017年12月 E P A交渉妥結
- 2018年 2月 S P A合意
- 2018年 7月 E P A, S P A署名
- 2019年 2月 E P A発効, S P Aの暫定的適用開始

# 1-2. EUの体制



**メツォラ欧州議会議長**  
(マルタ欧州議員、EPP)

2022年1月18日就任  
2024年7月16日再任 (任期約2年半)  
任期は2027年1月まで

## 欧州理事会

<首脳級>

首脳レベルの最高協議機関

- ・一般的な政治の方針、優先順位を決定
- ・欧州委員長の提案権
- ・EU理事会の編成について決定
- ・欧州議会の構成に関する決定 等



**コスタ欧州理事会議長**  
(元ポルトガル首相、S&D)

2024年12月1日就任 (任期2年半) ※  
任期は2027年5月31日まで

<共同決定機関>

法案・予算・条約の承認権

## 欧州議会

(議席数：720)



**フォン・デア・ライエン欧州委員長**  
(元独国防大臣、EPP)

2019年12月1日就任  
2024年12月1日再任 (任期5年) ※  
任期は2029年11月30日まで

②意見の表明



③承認又は立場の伝達

(必要な場合には調停。但し、最終的に欧州議会の同意が必要)

法案・予算・条約の承認権

## EU理事会

<閣僚級>

各加盟国からの閣僚レベルの代表で構成。  
外務理事会、経済金融理事会など。  
EU理事会の議長国は半年交代の持ち回り。  
2024年上半期ベルギー、下半期ハンガリー  
2025年上半期ポーランド、下半期デンマーク  
2026年上半期キプロス、下半期アイルランド

## 欧州対外活動庁

<EU版「外務省」>



**カラス外務・安全保障政策上級代表**  
(元エストニア首相、RE)

2024年12月1日就任 (任期5年) ※  
任期は2029年11月30日まで

①提案

③承認指示

①提案

## 欧州委員会

<執行機関> 欧州委員：27名

閣僚に相当する欧州委員が計27名 (委員長、上級代表を含む)。  
2024年12月1日就任。任期は2029年11月30日まで。 ※

## 欧州中央銀行



**ラガルドECB総裁**  
(元IMF専務理事、仏出身)

2019年11月1日就任、任期8年。

※2024年12月1日の就任、再任等の時期は本日時点の予定。



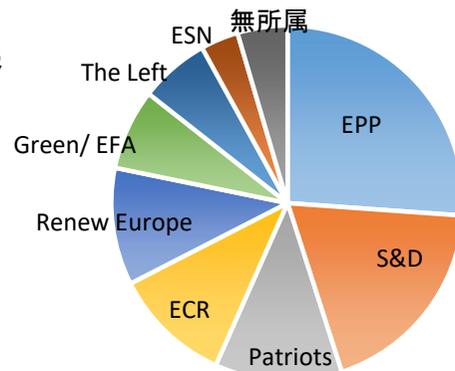
## 欧州議会の概要

- 1952年の欧州石炭鉄鋼共同体の発足当初は非公式な諮問機関であったが、その後徐々に権能が強化。
- 2009年のリスボン条約以後は、**広範な立法の権限（但し法案提出権は無し）**、**また、予算・国際条約・欧州委員の任命の承認等の権限を持つ、欧州連合の主要機関**となっている。
- ストラスブール（仏）で本会議（原則毎月3.5日間）が、その他の期間はブリュッセル（白）で委員会等が行われる。
- 議員定数は、現在720（英国のEU離脱前は751で離脱後705に減少。2024年6月の議会選挙では、EU内における人口動態を考慮し、15議席が9か国の間で追加・配分された）。議員任期は5年で解散はなく、各加盟国毎に行われる直接選挙・比例代表制で選ばれる。
- 欧州議会内での政策・運営面の諸調整は主に汎欧州の政党グループ間で行われる。各議員は、現在8つある政党グループのいずれかに所属する（但し、無所属議員も存在）。（下記グラフ参照）

## 欧州議会の現状

- **2024年6月の欧州議会選挙**の結果、これまで欧州人民党（EPP）と共に多数派を形成してきた社会民主進歩同盟（S&D）、欧州刷新（Renew Europe）、緑の党（Green/ EFA）が選挙前に比して議席を減らしたものの、**欧州人民党（EPP）が多数派連盟を形成するに十分な議席を引き続き確保した。**
- 欧州保守改革（ECR）、欧州の愛国者（Patriots for Europe：前身はアイデンティティと民主主義（ID））の**右派・極右政党が議席を伸ばし、さらに極右政党である主権国家の欧州（ESN）が新たに形成されるなど、右派・極右の躍進が目立った。**

### 2024年6月実施選挙結果

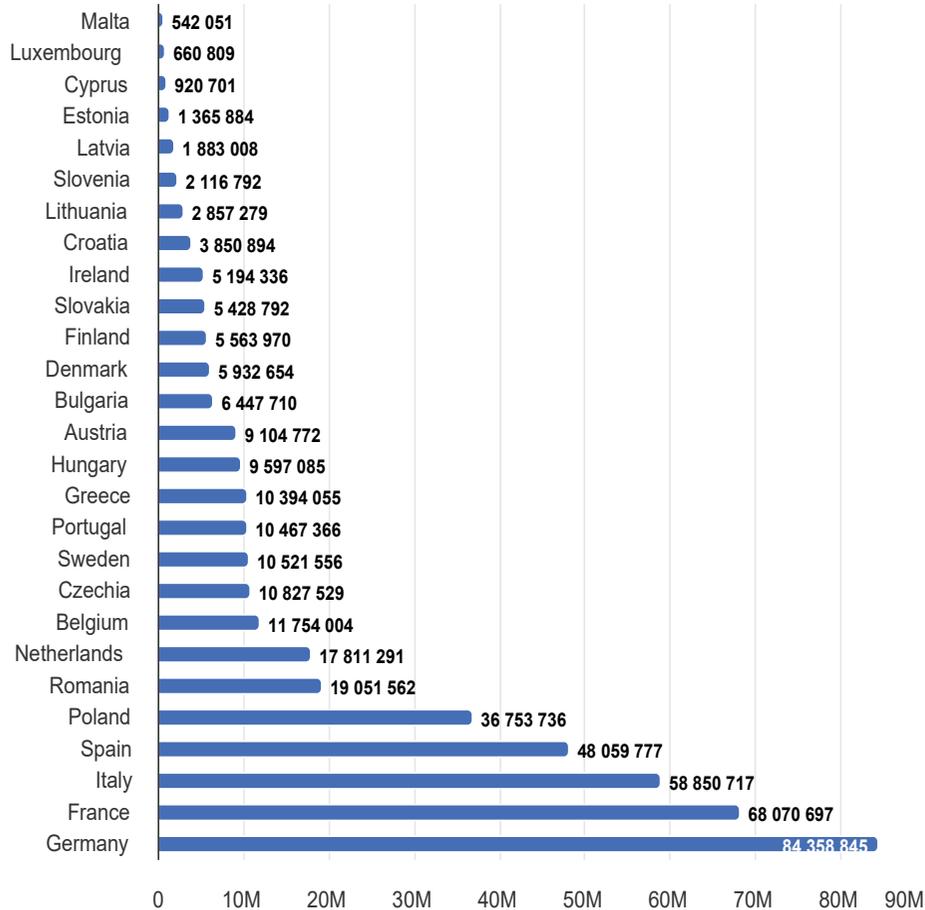


- EPP（欧州人民党）：26.11%
- S&D（社会民主進歩同盟）：18.89%
- Patriots（欧州の愛国者）：11.67%
- ECR（欧州保守改革）：10.83%

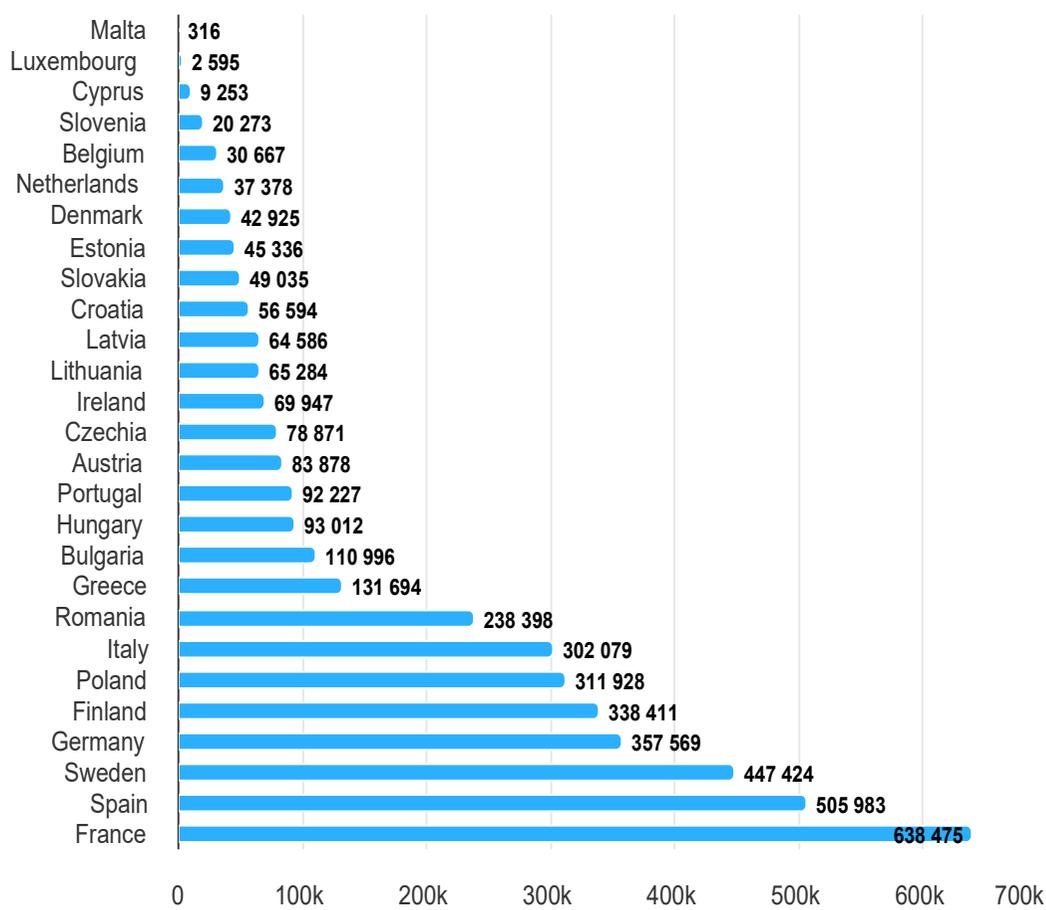
# 1-4. EUの基本情報①ー人口・面積ー

- 27の加盟国で構成されるEUの総人口は約4億4,800万人(日本の約3.6倍。日本:1億2,400万人)であり、総面積は423万km<sup>2</sup>(日本の約11倍。日本:38万km<sup>2</sup>)。
- 最も総人口が多いのはドイツの約8,440万人であり、マルタが約54万人と最小。最も面積が大きいのはフランスの約64万km<sup>2</sup>であり、マルタが約316km<sup>2</sup>と最小。

EU加盟国の人口 (2023年1月時点。単位: 人)



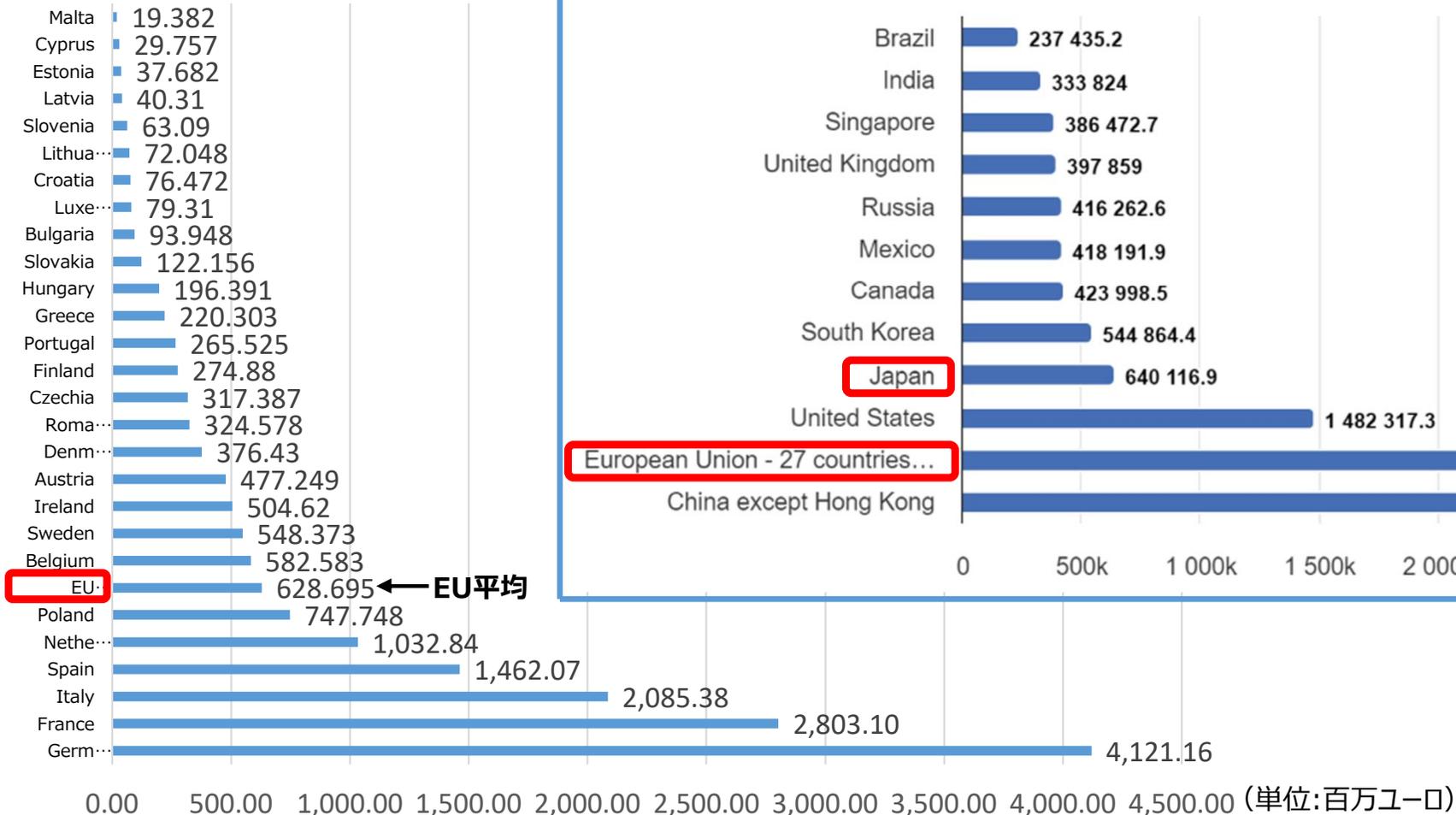
EU加盟国の面積 (2023年時点。単位: km<sup>2</sup>)



# 1-5. EUの基本情報②—GDP・貿易—

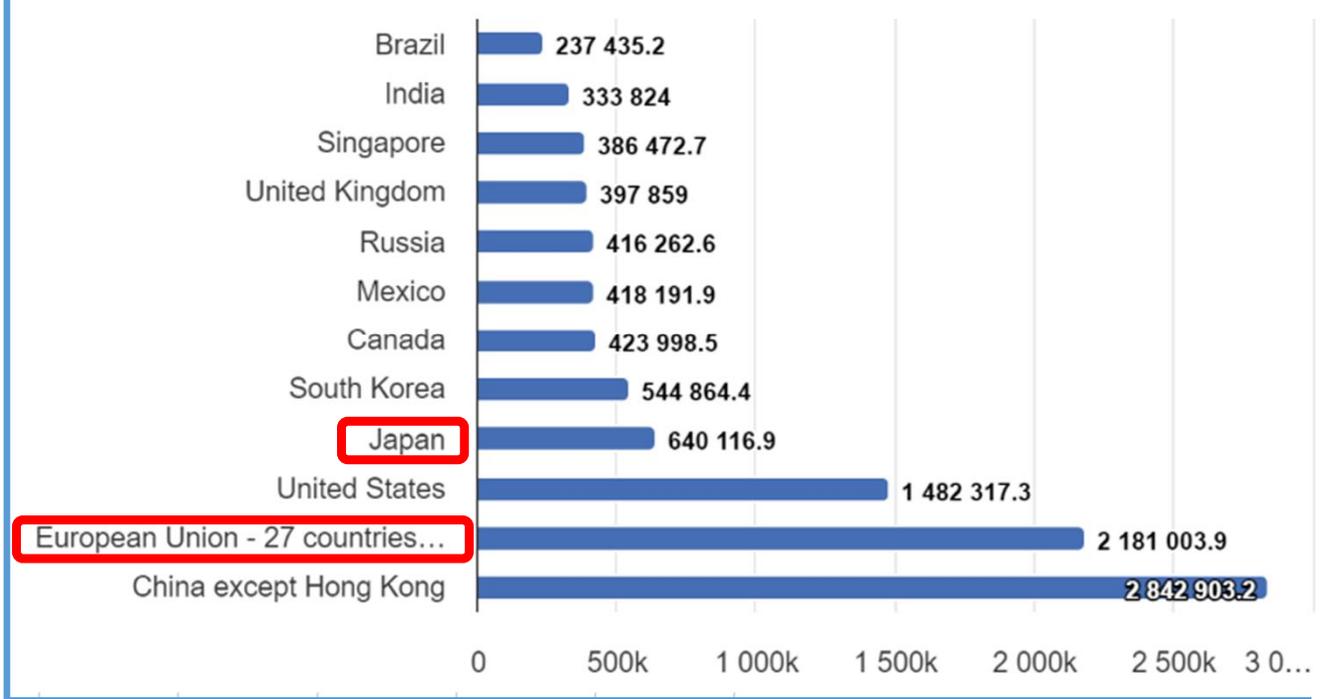
- 2023年のEUの国内総生産（GDP）は、約170,000億ユーロ。2020年時点では、EUのGDPの4分の1強をドイツ（25.1%）が生み出しており、フランス（17.2%）、イタリア（12.3%）、スペイン（8.4%）、オランダ（6.0%）が続く。また、EU総人口4億4,000万人の1人当たりGDPは2万5,000ユーロ。
- EU27カ国合計の貿易額は世界の物品貿易の約14%を占めており、EU、中国及び米国は、国際貿易における世界の3大プレーヤー。また、EUは世界80か国にとって最大の貿易相手国（米国は20か国強の最大の貿易相手国）。

EU加盟国のGDP比較（2023年）



世界貿易におけるEUの貿易額（2020年）

（単位:百万ユーロ）



## 2. EU農林水産業の概況

## 2-1. EU農林水産業の概況①－農業経営の状況－

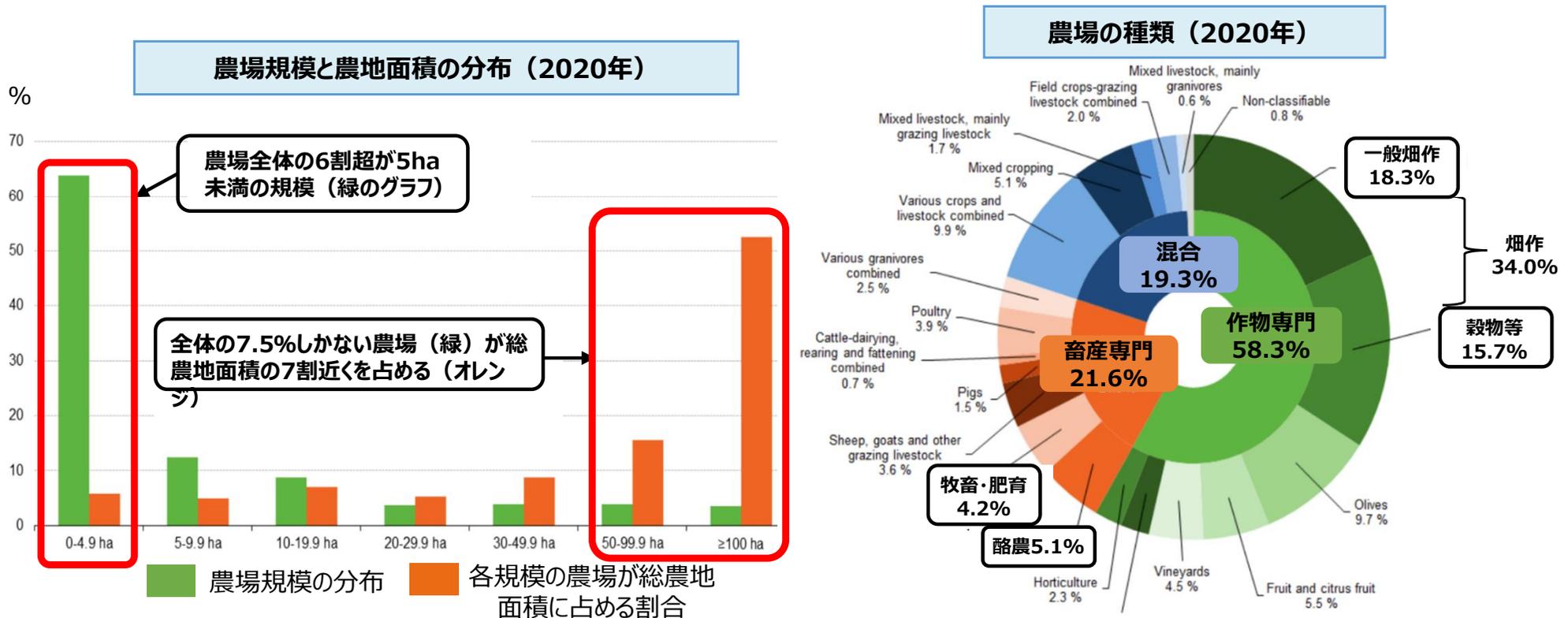
- EUは米国と並ぶ農業地域であり、フランスやエストニア等の一部の国を除き、**主に家族経営による農業**が営まれている。また、北極圏域から地中海沿岸まで南北に広がった地形を反映して、**多様な農業形態を有するとともに、オリーブからオート麦まで多品種の農産物が生産されているのが特徴**。
- 2020年には、**EUには約910万戸の農家**があり、そのうちの290万戸（EU全体の31.8%に相当）がルーマニアに所在。ポーランド130万戸（14.4%）、イタリア110万戸（12.5%）、スペイン91万戸（10.1%）と続く。
- **EU平均で約32%が女性経営者**となるなど、その割合は徐々に増加。リトアニア（44.9%）やラトビア（44.8%）では経営者の半数近くが女性である一方、ドイツ（10.8%）やオランダ（5.6%）における割合は全体の1割前後。（2020年データ）
- **55歳以上の高齢経営者の割合も増加傾向**であり、**EU平均で約58%**。オーストリア（31.9%）やポーランド（39.4%）ではその割合が低い一方、キプロス（76.4%）やポルトガル（73.6%）などでは7割以上が高齢経営者。（2020年データ）



	EU全体	フランス	ドイツ	イタリア	スペイン	ポーランド
農家戸数	9,067,300	393,030	262,560	1,130,530	914,870	1,301,490
小規模農家(年間生産額€8,000未満)	65.6%	14.2	15.8	52.2	49.0	63.9
家族経営農場	87.8%	54.3	81.0	90.4	76.8	97.9
女性経営者	31.6%	21.4	10.8	31.5	28.6	34.4
若手経営者(35歳未満)	6.5%	9.7	7.6	5.5	3.9	11.0
高齢経営者(55歳以上)	57.6%	43.9	46.7	67.3	66.8	39.4

## 2-2. EU農林水産業の概況②－農場規模・農地面積/農場の種類－

- EUにおける農用地面積（1億5,500万ha: EU全体の国土面積4億2,500万haの37.8%）は、加盟国全体の国土面積（412万km<sup>2</sup>）の約4割を占めているが、年々減少傾向。
- 2020年には、EUの農場のほぼ3分の2が5ha未満の規模である一方、EU農場の7.5%しかない50ha以上の規模の農場の総面積が農地面積の3分の2（68.2%）を占めている。なお、平均経営面積の最大はチエコ（130ha）、最小はマルタ（1.2ha）と国毎に大きく異なっている。（2020年データ）
- 2020年、EU農場の約6割（58.3%）が作物専門農場に分類。全農場の約3分の1（34.0%）が畑作専門農場であり、ジャガイモやテンサイといった根菜類や畑作野菜等を専門とする一般畑作農家が最も多い（18.3%）。これに、穀物や油糧種子を栽培する専門農場（15.7%）が続く。
- また、EU農場の約5分の1（21.6%）が畜産専門農場であり、その中でも酪農専門農場（5.1%）と牧畜・肥育専門農場（4.2%）が最も多い。そのほか残りは畑作と畜産の混合農場（19.3%）などが存在。



## 2-3. EU農産物・食品貿易①—概況—

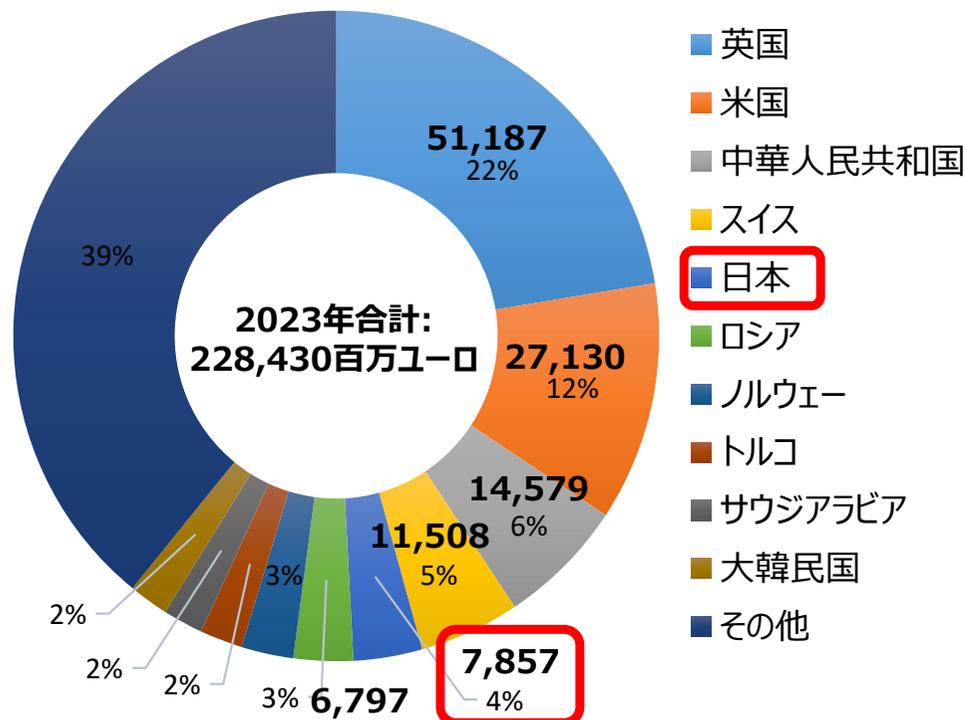
- 2024年4月のEU農産物・食品貿易は50億ユーロの黒字（前月比25%減、前年同月比4%増）。
- 農産物・食品の輸出については、2024年4月に198億ユーロ（前月比1.5%減、前年同月比10%増）。輸出額は、価格の上昇によりオリーブ・オリーブ油が大幅に増加。植物油と穀物の輸出額が減少したものの、他のほとんどの製品カテゴリーで貿易収支はプラスの状況。
- 農産物・食品の輸入については、2024年4月に148億ユーロ（前月比10%増、前年同月比12%増）。カカオ製品、果物・ナッツ類、オリーブ・オリーブ油の輸入が増加した一方、油糧種子と穀物の輸入は減少。輸入製品は特定の製品カテゴリー（果物・ナッツ、油糧種子、コーヒー、紅茶、ココア等）に集中しており、これらのカテゴリーが輸入の43%を占める。



## 2-4. EU農産物・食品貿易②－輸出の状況－

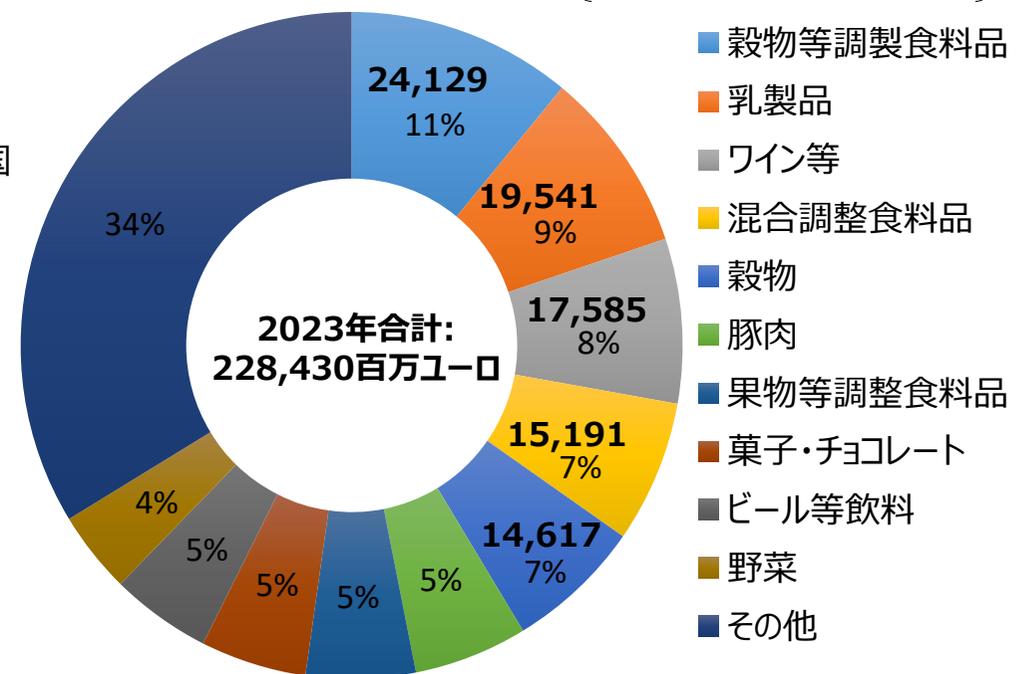
- **EU農産物・食品の輸出先国**（2023年）については、英国がトップ（512億ユーロ）で、米国（271億ユーロ）、中華人民共和国（148億ユーロ）が続く。日本は上位5番目の輸出先国（78億ユーロ）であり、これら上位5つの輸出先国への合計が輸出額全体の約5割を占めている。オリーブ・オリーブ油の価格上昇により、米国への輸出が増加する一方、ロシア向けは多くの品目で輸出減となり全体として減少傾向。
- **EU農産物・食品の輸出品目**（2023年）については、穀物等調整食料品、乳製品及びワイン等の品目が輸出額の全体の25%を占めている。合計輸出額は前年とほぼ同様（228,725百万ユーロ:2022年）であるものの、価格高騰等によりオリーブ・オリーブ油やカカオ製品等の品目で輸出額が増加。

### 輸出先国上位10カ国



### 輸出額上位10品目

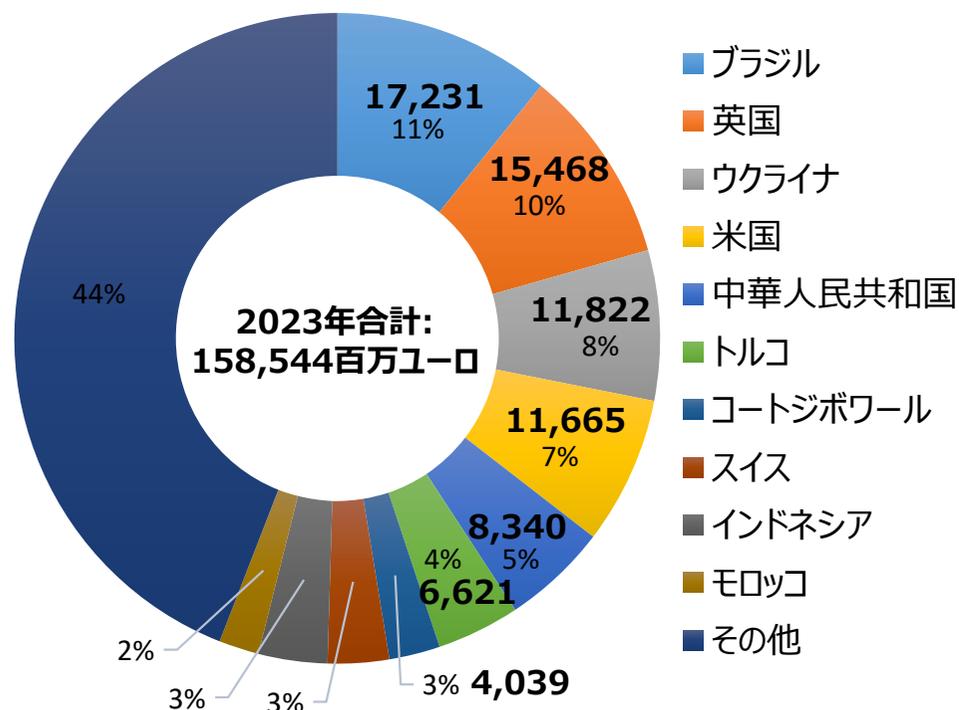
〔両グラフともに2023年のデータ、単位:百万ユーロ〕



## 2-5. EU農産物・食品貿易③－輸入の状況－

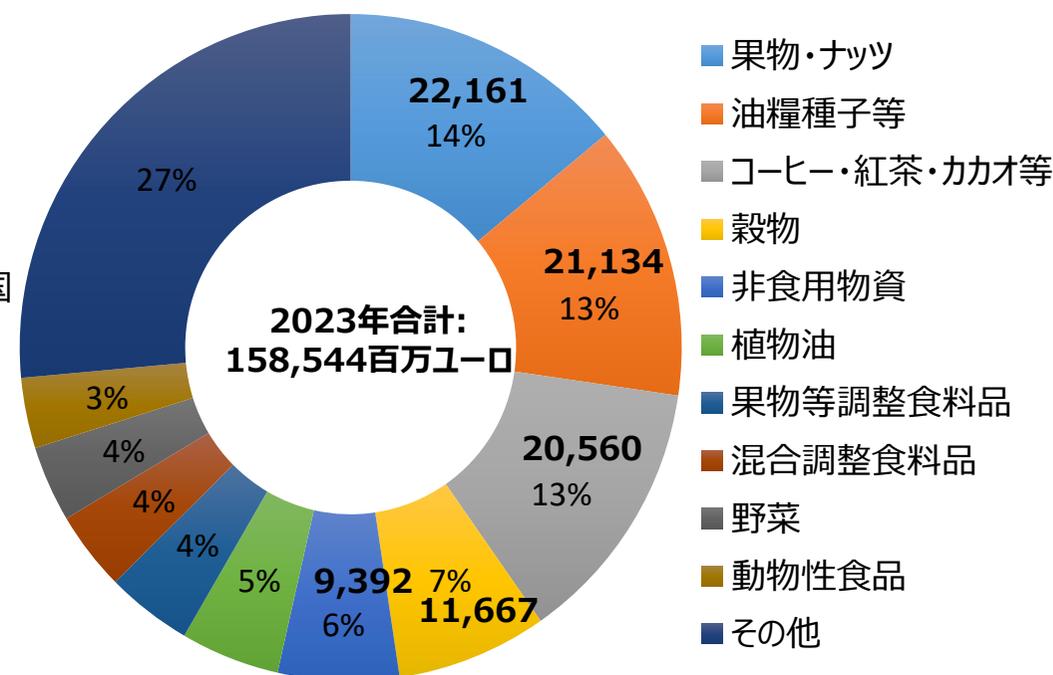
- **EU農産物・食品の輸入相手国**（2023年）については、ブラジルがトップ（172億ユーロ）で、英国（155億ユーロ）、ウクライナ（119億ユーロ）が続く。近年は、カカオ製品の価格上昇により、コートジボワールからの輸入が増加（35億ユーロ（2022年）→40億ユーロ（2023年））。
- **EU農産物・食品の輸入品目**については、**果物・ナッツ**（14%、221億ユーロ）、**油糧種子等**（13%、211億ユーロ）、**コーヒー・紅茶・カカオ等**（13%、205億ユーロ）が**主要な3つの品目**であり、**それぞれ50億ユーロ以上の貿易赤字**となっている。また、近年、コーヒー・紅茶・カカオ等のカテゴリーは、カカオ製品の価格上昇等により伸びを示しており、また、果物・ナッツも、輸入量が増加傾向。

### 輸入相手国上位10カ国



### 輸入額上位10品目

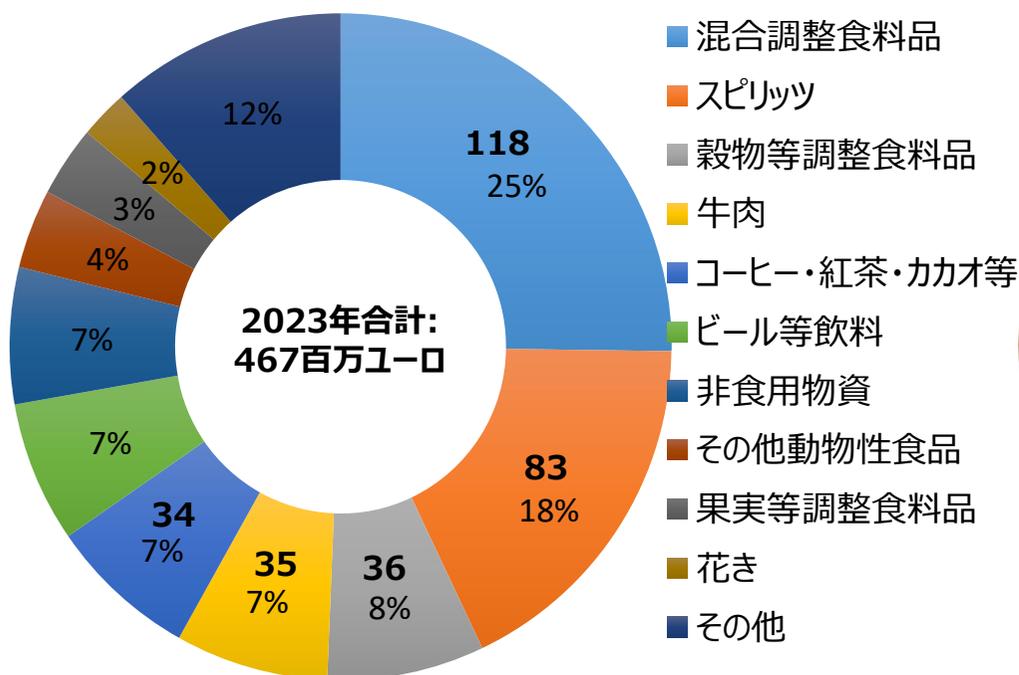
（両グラフともに2023年のデータ、単位:百万ユーロ）



## 2-6. 日EU農産物・食品貿易の概況

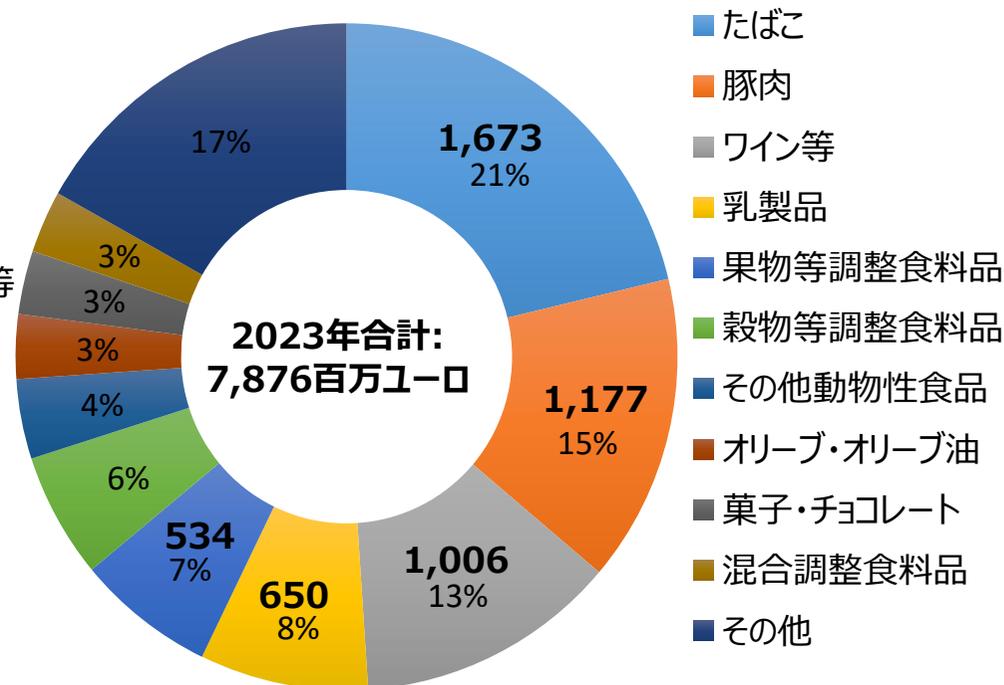
- **日本からEUへの農産物・食品輸出**（2023年）については、ソース混合調味料等の**混合調整食料品が4分の1**（118百万ユーロ）を占め、これにスピリッツ（83百万ユーロ）、穀物等調整食料品（36百万ユーロ）が続く。
- **EUからの農産物・食品輸入**（2023年）については、**たばこがトップ**（1,673百万ユーロ）であり、これに豚肉（1,177百万ユーロ）、ワイン等（1,006百万ユーロ）が続き、**これら3品目で全体の約半分を占める**。
- **日EU農産物・食品貿易**は、日本からEUへの輸出額に比べ、**EUから日本への輸出額が約17倍の金額**となっており、大幅な輸入超過の状況。

輸出【日本→EU】  
上位10品目



輸入【EU→日本】  
上位10品目

〔両グラフともに2023年のデータ、  
単位:百万ユーロ〕



### **3. EU農林水産業・食品の政治・行政 構造と新たな欧州委員の任命**

## 3-1. EU農林水産業に関する政治・行政構造

- 9月17日、2024-29年の次期欧州委員会の欧州委員（閣僚級）につき、各国が推薦した候補者とその所掌業務が公表。
- ①11月上旬から順次、欧州議会における各候補者へのヒアリングが行われ、②同月下旬に欧州議会において全候補者の承認投票が行われる見通し。新政権の発足は、12月1日の見込み。

欧州委員 Commissioner	 クリストフ・ハンゼン Christophe Hansen (ルクセンブルグ)	 コスタス・カディス Costas Kadis (キプロス)	 オリヴェール・ヴァールハイ Olivér Várhelyi (ハンガリー)
分野	農業・食品	漁業・海洋	保健衛生・アニマルウェルフェア
総局	農業・農村開発総局 (DG AGRI: Agriculture and Rural Development)	海事・漁業総局 (DG MARE: Maritime Affairs and Fisheries)	保健・食品安全総局 (DG SANTE: Health and Food Safety)
総局長 Director-General	 ブルチャー総局長 Wolfgang Burtscher	 ヴィチエバ総局長 Charlina Vitcheva	 ガリーナ総局長 Sandra Gallina
関連 EU理事会	農漁業理事会 Agriculture and Fisheries Council		雇用・社会政策・保健・ 消費者問題理事会 Employment, Social Policy, Health and Consumer Affairs Council

## 3-2. ミッション・レターから見る欧州委員のポートフォリオ①

欧州委員 Commissioner	クリストフ・ハンゼン【農業・食料担当】 (ルクセンブルグ)	
主な任務	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 就任100日後の「農業・食のビジョン」策定</li> <li>• 小規模農家といった支援を必要とする者に<b>的を絞った次期共通農業政策（CAP : Common Agricultural Policy）</b>の検討</li> <li>• <b>フードバリューチェーンにおける農家の公正かつ適正な所得確保</b></li> <li>• 農業における持続可能性実現のための<b>EUワイドでの共通基準の策定</b></li> <li>• フードバリューチェーンの競争力強化のための欧州投資銀行等との連携による<b>投資・イノベーションの促進</b></li> <li>• 農業における<b>世代交代の支援</b></li> <li>• 農業における<b>気候変動リスクへの対応</b></li> <li>• EU食料主権の強化</li> </ul>	
注目点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9月4日に公表された「戦略対話」報告書（後述）を受けて、<b>就任100日後での「農業と食のビジョン」策定が重要。</b></li> <li>• <b>ポートフォリオに食料安全保障強化の観点から「食料」が追加。</b> ※DG SANTEの食品衛生部門を所掌するわけではないことに注意。</li> </ul>	
公聴会での論点 (11/4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>農家の世代交代</u>：<b>若い農業者への土地のアクセス改善や所得向上</b></li> <li>• <u>CAP予算</u>：<b>CAP予算と、カーボンファーム（再生可能な農業を行う者へのCO2排出量に応じた追加支払い）などの取組への追加的な収入源の確保</b></li> <li>• <u>農産物市場等</u>：<b>生産者の立場強化や価格転嫁の改善等を目指した<b>共通市場組織（CMO）規則や不公正な取引慣行指令（UTP）の改正</b></b></li> <li>• <u>EUワイドでの共通基準</u>：<b>EU農家の公正な競争確保のため、EU基準を輸入農産物にも課す（ミラー条項）などの基準の相互主義の必要性</b></li> </ul>	

### 3-3. ミッション・レターから見る欧州委員のポートフォリオ②

欧州委員 Commissioner	コスタス・カディス【漁業・海洋担当】 (キプロス)	
主な任務	<p>【漁業】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <b>共通漁業政策（CFP : Common Fisheries Policy）の実施・評価</b></li><li>• 2040年に向けた<b>漁業ビジョンの作成</b></li><li>• 漁業の競争力強化、持続可能性確保</li><li>• <b>IUU漁業対策</b></li></ul> <p>【海洋】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <b>ブルーエコノミーの推進</b></li><li>• <b>海洋調査及びイノベーション戦略</b></li><li>• <b>BBNJ協定（国家管轄権外区域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定）の批准推進</b></li><li>• <b>2025年国連海洋会議（フランス・ニースにて開催）への対応含めたEU海洋外交の推進</b></li></ul>	
注目点	<ul style="list-style-type: none"><li>• 基本的には既定路線のアップデートを主体としつつ、<b>これまでの任務より「環境」が落ち、「漁業・海洋」担当に。</b></li></ul>	
公聴会での論点 (11/6)	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>小規模漁業者支援</b>：EU漁業者の70%以上を占める<b>小規模漁業者への公平で透明性の高い漁獲枠の割当</b></li><li>• <b>バルト海、英国、IUU漁業</b>：EU域外での漁獲割当、<b>第三国に対するEU基準の適用を含めたIUU漁業対策</b></li><li>• <b>生物多様性</b>：海洋保護区と漁業者の収入増加の両立</li><li>• <b>エネルギー</b>：カーボンニュートラルの目標を考慮した<b>漁業・養殖業におけるエネルギーロードマップの策定</b></li></ul>	

### 3-4. ミッション・レターから見る欧州委員のポートフォリオ③

<p>欧州委員 Commissioner</p>	<p>オリヴェール・ヴァールハイ 【保健衛生・アニマルウェルフェア】(ハンガリー)</p> 
<p>主な任務</p>	<p>【アニマルウェルフェア・食品関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>アニマルウェルフェア関連規則の近代化</b></li> <li>• 食品生産・消費に関する持続可能性、安全性や適正価格の確保による<b>食品ロス問題への対応</b>（有機栽培への対応含む）</li> <li>• 輸入食品に対するEU消費者の信頼向上</li> <li>• 科学的知見に基づく、加盟国や関係機関と連携した<b>食品安全基準の確立</b></li> </ul>
<p>注目点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2023年12月に提出されたアニマルウェルフェア輸送規則案に加え、<b>AWの①生産規則、②と殺規則、③表示規則の3つの規則が提案される見込み</b>。和牛等の輸出に影響がでる可能性。</li> <li>• 「Farm to Fork戦略」はDG SANTEが主体となって策定した一方、新しい「農業と食のビジョン」はDG AGRIが主体となつての策定が見込まれる中、これまでのFarm to Fork戦略についてのDG SANTEの位置づけに注目。</li> </ul>
<p>公聴会での論点 (11/6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>アニマルウェルフェア</u>：「農業・食ビジョン」へのAWへの記載、鶏のゲージ飼育が<b>禁止されていない国からの輸入品への対応</b></li> <li>• <u>農薬使用基準</u>：化学農薬使用量削減のための、<b>バイオ農薬（bio-pesticides）のような代替農薬の市場参入促進</b></li> <li>• <u>原産地表示</u>：EU域外製品への<b>加工食品の原産地表示義務の可能性</b></li> <li>• <u>培養肉</u>：科学及び倫理的議論の必要性、遺伝子組換え作物（GMO）同様、<b>加盟国毎の判断とすることへの言及</b></li> </ul>

## 4. EU共通農業政策の概要

## 4-1. EU共通農業政策の概要（目的・変遷）

### 目的及び必要性

- 欧州経済共同体（EEC）において、**農業分野における関税同盟と共同市場を形成、加盟国の農業政策の統一化を目的として、1962年から共通農業政策（CAP: Common Agricultural Policy）を導入。**
- 特に、農業分野においては、①農業生産が天候や地理的条件等に左右されやすいこと、②農産物市場の不安定性などを踏まえ、**域内への十分な食料の供給及び農業者に対する公正な所得水準の確保を実現することが目的とされた。**

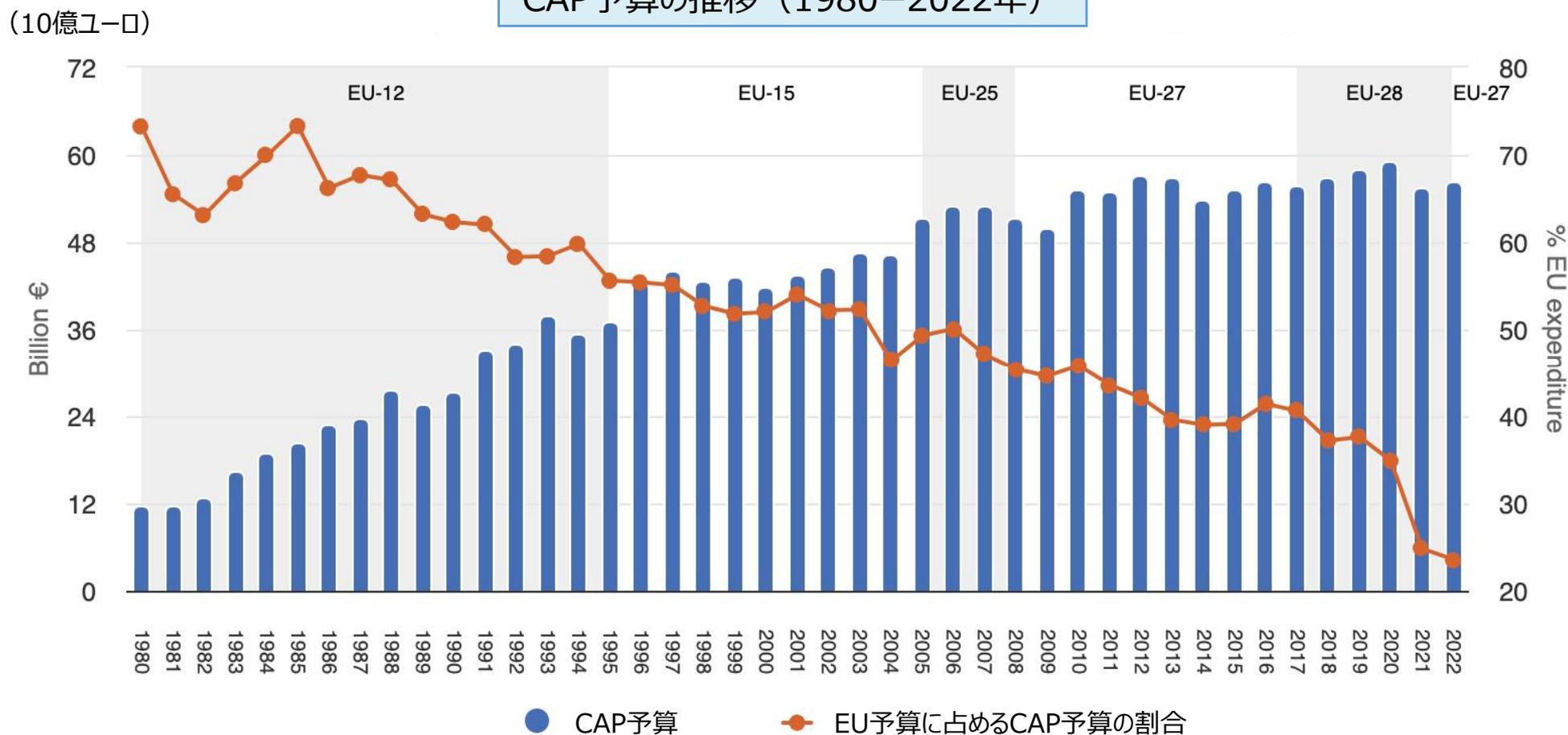
### 制度の変遷

- 1960年代以降、第2次世界大戦の食料不足の状況下、農業生産拡大を誘導するため価格支持（介入買入）を実施。
- 1980年代に入り、高水準の価格支持による膨大な余剰生産物の発生に伴い、これら農産物を輸出補助金により域外で売却。1992年に改革を実施し、支持価格の引下げ及びその補償として直接支払いを導入。
- 1999年以降、直接支払いを中心とする価格・所得政策（第1の柱）と条件不利地域支払い、青年農業者支払い等を実施する農村振興政策（第2の柱）による枠組みが確立。
- その後、その時々々の要請を踏まえ、生産とリンクしない過去の支払実績に基づく直接支払い（デカップル支払い）の導入（2003年）や、環境・気候変動課題への対応をより重視した制度への見直し（2013年）等を実施。
- 直近においては、**更なる環境・気候変動への取組を行う農業者に対する上乗せ支援措置として、エコ・スキームを導入（現行CAP: 2023-27年）。**

## 4-2. EU共通農業政策の概要（予算の推移）

- 1992年以降、直接支払制度の導入により価格支持や輸出補助金の予算が減少する一方、直接支払や農村振興予算は増加しており、**CAP予算全体では500億から600億ユーロの水準を維持**。【554億ユーロ(2021年)→564億ユーロ(2022年)】
- 一方、**CAP予算がEU予算全体に占める割合**は、1990年代前半まで6割以上と高水準であったが、CAP改革やEUの直面する課題が多様化する中、EU予算に占める他のEU政策の割合の増加（移民政策、防衛協力等）により、**近年その割合は3割以下まで減少**。【EU総支出2,390億ユーロのうち、CAP予算は564億ユーロ（全体の23.6%、2022年）】

CAP予算の推移（1980-2022年）



## 4-3. EU共通農業政策の目標

- 現行EU共通農業政策(2023-27年)は、小規模農家により的を絞った支援を提供し、EU加盟国が地域の状況に適応した対策を講じるための柔軟性を高めている。
- 各加盟国のCAP戦略計画の実施により現行CAPが施行(2023年1月1日)。
- 欧州委員会は、CAPにおいて重要な9つの目標と分野横断的な1つの目標を設定。



		目標	具体的目標
経済的持続可能性と支援の公平性	1	農業者の公正な所得確保	長期的な食料安全保障と農業の多様性を強化し、EUにおける農業生産の経済的持続可能性を確保するため、EU全体の農業所得と農業部門の回復力を支援する
	2	競争力強化	市場志向を強化し、研究、技術、デジタル化により重点を置くなど、短期的・長期的な農業の競争力を高める
	3	フードチェーンにおける農家の交渉力強化	バリューチェーンにおける農家の地位を向上させる
環境と気候の持続可能性	4	気候変動への対策	温室効果ガス排出量の削減や炭素隔離の強化など、気候変動の緩和と適応に貢献し、持続可能なエネルギーを促進する
	5	環境への配慮	化学物質への依存を減らすことを含め、水、土壌、空気などの天然資源の持続可能な開発と効率的な管理を促進する
	6	景観や生物多様性の保全	生物多様性の損失の阻止と回復に貢献し、生態系サービスを強化し、生息地と景観を保全する
社会的持続可能性	7	世代交代への支援	若手農業者や新規就農者を誘致・維持し、農村地域における持続可能な事業開発を促進する
	8	農村地域の活性化	農村地域における雇用、成長、農業への女性の参加を含む男女平等、社会的包摂、循環型バイオエコノミーや持続可能な林業などの地域開発を促進する
	9	食料や健康の質の確保	高品質、安全で栄養価が高く、持続可能な方法で生産された食品など、食品・健康に関する社会的な要請に対するEU農業の対応改善、食品ロスの削減、アニマルウェルフェアの改善、AMRへの取組を行う
分野横断的	10	知識とイノベーションの育成	農業と農村地域における知識・革新・デジタル化の促進・共有と、研究・イノベーション・知識交換・トレーニングへのアクセス改善を通じた農業者の採用促進による農業と農村地位の現代化を進める

# 4-4. EU共通農業政策の柱

- **EU共通農業政策(CAP)**は、食料の安定供給、農業者の所得補償、環境保全農村振興等を目的とするEU域内共通の総合的農業政策であり、**所得・価格政策（第1の柱）**と**農村振興政策（第2の柱）**で構成。

## 所得・価格政策【第1の柱】

### 直接支払制度

(予算: 396億ユーロ)

制度		加盟国の実施裁量	各国の直接支払い予算に占める割合
デカップル 上乗せ部分 支払い	基礎的所得支持 (※1)	義務	以下の残額
	再分配所得支持	義務	10%以上
	青年農業者所得支持	任意	3%以上
	エコ・スキーム(eco-scheme) (※2)	義務	25%以上
カップル支払 (※3)		任意	13%以下
小規模農業者支払い		任意	-

(※1) 基礎的所得支持

全ての農業者を対象とする基礎的な直接支払い。受給要件として気候・環境、労働者保護等の法令遵守を義務付け(conditionality)。

(※2) エコ・スキーム(eco-scheme)

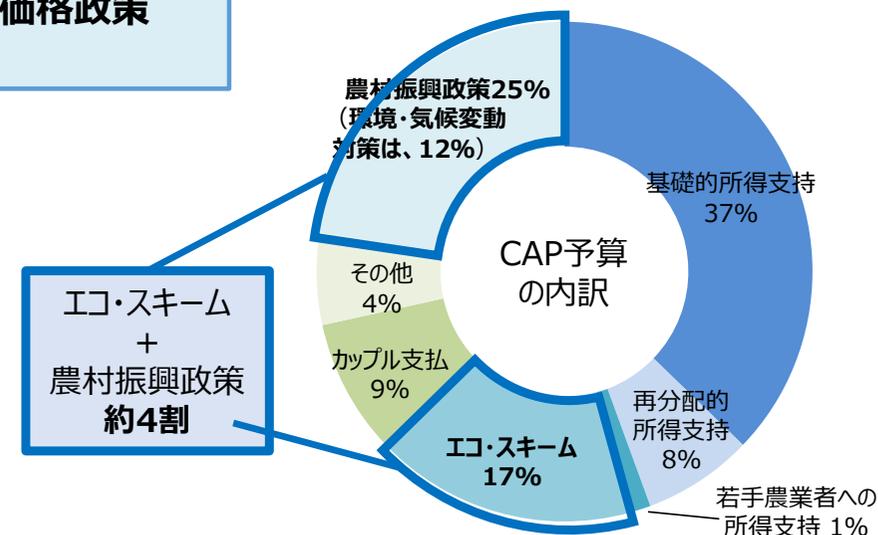
基礎支払いの上乗せとして、更なる環境・気候変動への取組の達成を受給要件として課すもの。

(※3) カップル支払

経済的、社会的、環境上重要で生産維持が困難な特定の品目について生産とリンクしたカップル支払いを認めるもの(例: 牛肉、乳製品等)。

### 価格支持

- 作物毎に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った場合に、各国の機関等が買支え等を実施。  
(対象品目: 小麦、大麦、コメ、牛肉、バター、脱脂粉乳等)



## 農村振興政策【第2の柱】

(予算: 132億ユーロ)

- 各加盟国は、農村地域の競争力強化、環境・気候変動対策、地域経済発展・雇用創出等を目的とした農村振興プログラムを実施。

### 具体的施策

- ・ 環境・気候変動関連施策
- ・ 自然等制約地関連施策
- ・ 青年農業者支援
- ・ 経営近代化への投資助成
- ・ 小規模農家向け施策
- ・ リスク管理施策 等

- 予算はEUと加盟国との共同負担。
- 各加盟国は、農村振興政策予算の原則35% (旧20%) 以上を環境対策 (農業・環境・気候変動関連対策、有機農業、条件不利地域への支払い等) に配分することを義務付け。

## 4-5. EU共通農業政策のポイント・前回CAPからの主な変更点

- 現行CAP(2023-27年)のポイントは、①加盟国の権限・責任の拡大、②コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視への転換、③環境・気候変動の取組の強化（「グリーン・アーキテクチャー」）。

### ①加盟国の権限・責任を拡大

- 加盟国間で異なる農業実態・土地・気候条件等に対して、より柔軟な対応ができるよう、**加盟国の施策選択に係る裁量を拡大**。欧州委員会の設定した10の目標達成に向け、複数の施策メニューの中から、**自国の農業・農村課題に対応する上で必要な措置を特定し、「CAP戦略計画」案を作成**。欧州委員会の承認を得た上で、同計画に基づく施策を実施。
- 第1の柱（所得・価格政策）と第2の柱間の**予算枠の移転可能割合を拡大【最大15%→最大25%】**

### ②コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視へ転換

- 加盟国は、毎年、予め定められた共通の指標に基づき、自国のCAP戦略計画の実施状況・成果等を検証の上、結果を公表（「**コンプライアンス・ルール重視からパフォーマンス・成果重視へ**」）。
- 欧州委員会は、各国のCAP戦略計画に基づく実績を継続的に監視・評価。

### ③環境・気候変動の取組を強化（「グリーン・アーキテクチャー」）

- 第1の柱に関して、「基礎支払い」と上乗せ措置である「グリーンング支払い」から成る方式を廃止。「基礎的所得支持」の受給について、**気候・環境、公衆衛生、動植物衛生、動物福祉に加え、労働者保護に係る法令の遵守を要件化**（conditionality）。
- 更なる環境・気候変動への取組を行う農業者に対して、**上乗せ支援「エコ・スキーム(eco-scheme)」を導入**。
- また、**第2の柱(農村振興政策)予算も原則35%（旧20%）以上※を環境・気候対策に配分することを義務付け**。※加盟国ごとに40%弱～75%程度と幅があるが、EU平均で48%。

## 5. EU農業政策をめぐる最近の動向

## 5-1. 共通農業政策（CAP）の見直し

### CAP見直しのポイント

- 2024年3月15日、欧州委員会は、EU農家が受け取るCAPによる補助金の支払い条件（コンディショナリティ）である「良好な農業・環境条件(GAEC)※」の要件緩和を含むCAP改正案を公表。農業従事者のデモ等を受けたCAPの環境要件の緩和。
- ※GAEC : Standards on Good Agricultural and Environmental Conditions
  - 休耕地の設定など非生産的な用地への最低限度割当（4%）を定めるGAEC8について、当該割当義務を廃止する一方、農家がそうした割当を行った場合の奨励制度を加盟国が新設し、財政支援が受給可能に。
  - 耕地における輪作について定めるGAEC 7について、輪作の慣行は維持しつつも、加盟国が輪作の代替手段として農家にとってより簡易に対応可能な作物多様化を選択できることを可能に。
  - 非栽培時期など土壌が脆弱な期間中に土壌保全対策を行うことを定めるGAEC 6について、①加盟国の状況に応じた「脆弱な期間」の定義設定や、②特定の土壌の種類等の適用除外が可能に。
  - 10ha以下の小規模農家（CAP受益者の65%に相当、農地面積では約10%）は、環境要件の遵守に関する監視と罰則が免除。

### 見直しに至る経緯

2024年 2月1日 特別欧州理事会に合わせて、ブリュッセルにおいて農業従事者によるデモ発生

2月26日 ブリュッセルにおいて、農業従事者によるデモが再度発生

農漁業理事会において、CAP補助金の受給要件緩和を議論

3月15日 欧州委員会によりCAP改正案が公表（上記参照）

5月13日 EU理事会においてCAP改正案が採択（5月25日に発効）

## 5-2. 「EU農業の将来に関する戦略対話」①

### 「EU農業の将来に関する戦略対話」概要

- 2023年9月13日、欧州議会本会議における一般教書演説において、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が、農業に関する戦略対話実施の構想を発表。



「将来の食料供給を確保するために、私たちはEUの農業従事者と協力しなければなりません。だからこそ私たちは、EU農業の将来に関する戦略対話を開始したいのです。**私は、農業と自然界の保護は両立できると確信しています。私たちにはその両方が必要なのです。**」

ーフォン・デア・ライエン委員長、2023年一般教書演説（抜粋）ー

【議長】ピーター・シュトロ・シュナイダー教授（ドイツ連邦政府「農業の将来委員会」の元議長）

【構成】欧州農業組織委員会・欧州農業協同組合委員会（Copa-Cogeca）

欧州青年農業生産者協議会（CEJA）

FoodDrinkEurope（欧州の食品・飲料事業者団体）等の29の関係者が参加

- ①農家の適切な所得水準、②環境保護と両立する農業支援策、③先端技術の活用や④EU農業の国際競争力といった課題について、テーマごとに議論。

### これまでの経緯

2024年 1月25日 「EU農業の将来に関する戦略対話」第1回会合開催

8月27-29日 第7回会合（最終）開催

9月4日 最終報告書公表

## 5-3. 「EU農業の将来に関する戦略対話」②

### 「EU農業の将来に関する戦略対話」最終報告書概要

- 9月4日、2023年9月13日のフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長の一般教書演説により発表され、本年1月の開始からこれまで本体会合として7回に渡り議論を重ねてきた「EU農業の将来に関する戦略対話」の最終報告書が公表。



### 最終報告書のポイント

- 「欧州における農業及び食料に関する共通の展望（A shared prospect for farming and food in Europe）」と題された本最終報告書は、10の政治的指導原則（報告書パートB）や農業・食料の各分野に関する5つの柱・14項目に渡る詳細な提言（報告書パートC）等で構成。
- 各分野への提言である5つの柱については、具体的には、①**持続可能で強靱かつ競争力のある未来に向けた協力**、②**持続可能な農業食品システムに向けた進展**、③**変革的なレジリエンスの促進**、④**魅力的で多様性のあるセクターの構築**、⑤**知識とイノベーションへのアクセスと活用の改善**、で構成。
- 本提言は、「戦略対話」から欧州委員会、欧州議会や各加盟国等に向けての提言という位置づけとなっており、欧州委員会は本提言を指針として、**12月から開始予定の第二期VDL政権発足後100日以内**に発表が予定されている「**農業と食のビジョン**」（**Vision for Agriculture and Food**）を作成していくこととなる。

※ 「EU農業の戦略対話」に関する概要については、農林水産省HPでも[概要レポート](#)を公開。

## 5-4. 「戦略対話」報告書の具体的提言①

	項目	内容
1	フードバリューチェーンにおける農家の地位強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家とフードチェーンの競争力強化、透明性の向上、キャパビルの支援、不公正な取引慣行への対処</li> </ul>
2	持続可能性を実現するための新たなアプローチの展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業・食料部門における持続可能性を図るためのEUでの統一した共通基準（ベンチマークシステム）の策定</li> </ul>
3	新たな共通農業政策（CAP）の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模農家、複合農家、青年農業者、新規参入農家といった、支援が必要な層への的を絞った支援の提供</li> <li>エコ・スキーム(eco-schemes)や農業環境・気候変動関連対策への予算割当の増加</li> </ul>
4	移行のための資金調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的・民間資本の活用による、CAP枠外における「一時的な公正な移行基金」（Temporary Just Transition Fund）の設立</li> <li>欧州投資銀行による融資パッケージの実施</li> </ul>
5	貿易政策における持続可能性と競争力の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>貿易政策と持続可能性政策の一貫性向上</li> <li>農業及び農産物・食品に関する交渉アプローチ方法の見直し</li> </ul>
6	健康的で持続可能な選択を容易なものにする	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU食品表示法の全面的見直し</li> <li>植物性食品等に対する消費者向け税制優遇措置の制定</li> </ul>
7	持続可能な農業の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業の生物多様性促進、化学肥料・農薬の使用削減、栄養管理の改善、肥料の脱炭素化促進</li> <li>CAP枠外における「自然回復基金」（nature restoration fund）の設立</li> </ul>

## 5-5. 「戦略対話」報告書の具体的提言②

	項目	内容
8	農業における温室効果ガス排出の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量の計測システムや削減目標設定方法の確立</li> <li>(農業の排出量取引制度について明確な結論を出すのは時期尚早としつつ) 制度の実現可能性と妥当性評価の実施</li> </ul>
9	EUにおける持続可能な畜産のための道筋	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産が集中する地域での、「公正な移行基金」を利用した資金提供</li> <li><b>アニマルウェルフェア関連法令の改正、アニマルウェルフェアの表示制度のための新たな規制枠組み策定</b></li> </ul>
10	農地の保全管理の改善、水に強い農業の推進、革新的な植物育種の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>「2050年までに農地の純損失ゼロ」という法的拘束力ある目標の設定</b></li> <li><b>「欧州農地監視機構」(European Observatory for Agricultural Land) 立ち上げ</b></li> <li>植物育種のイノベーションを支援するシステムの開発</li> </ul>
11	リスク管理・危機管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理手段と関連投資統合、<b>農業保険へのアクセス改善</b></li> <li>現行の農業予備資金 (agricultural reserve) の改革</li> </ul>
12	魅力的で多様な農業・食料部門の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の流動性の向上、適切な財政支援や教育の提供</li> <li>ジェンダー不平等や多様性の欠如への対応</li> </ul>
13	知識・イノベーションへのアクセスと活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民パートナーシップでの研究やイノベーションへの投資拡大</li> <li>規制手続きの合理化、デジタルの機会促進</li> </ul>
14	ガバナンスの変革と新たな協力文化	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>「欧州農業食品委員会」(EBAF: European Board on Agri-Food) の設立</b></li> <li>持続可能で強靱な農業・食料部門に関する更なる戦略策定</li> </ul>